

# 川棚町新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金(追加対策)

新型コロナウイルス感染症の流行による影響の大きい中小企業事業者・個人事業主に対し、経営継続のための給付金を交付し、経済支援を行います。

## 1. 対象事業者

以下の全てに該当する事業者とします。

- (1) 令和2年3月1日現在において、町内に事業所(本店・店舗)を有する事業者で、中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者または個人事業主であること。(農林水産事業者は除く。)ただし、町外に本店または店舗を有する事業者で、当該市町において類似の給付金の適用を受けることができる場合は対象外とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症による流行の影響により、令和2年3月から6月の売上高のうちのいずれかの月で、前年同月比で20%以上の減少がある事業者であること。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団等の反社会勢力との関係を有していないこと。
- (5) 社会通念上不適切であると判断される事業者でないこと。
- (6) 令和2年1月31日以前から休業している事業者でないこと。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の終息後においても、引き続き営業を継続していく意思がある事業者であること。
- (8) 川棚町新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金の該当事業者は除く。

## 2. 給付額 1事業者当たり 一律 10万円

## 3. 給付金申請手続き

### (1) 給付金交付申請書兼請求書提出(事業者) ※郵送申請

(必要書類等)

- ・給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・売上高比較表(様式第2号)
- ・売上高がわかる資料(売上台帳等)

※営業期間が1年未満の事業者については、開業後から6月までの売上高がわかる資料

- ・中小企業基本法第2条第1項に該当する事業者であることが確認できる書類  
(法人の場合) 営業許可証、履歴事項全部証明書、開業届等の公的な書類、  
確定申告書第一表(控)などから、いずれか一つの写し

(個人の場合) 営業許可証、開業届等の公的な書類、確定申告書第一表(控)など  
から、いずれか一つの写し

※確定申告書第一表(控)については、税務署收受印がない場合も可

- ・町税に滞納がない証明書(滞納状況確認に対する同意がある場合は不要)
- ・暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)
- ・通帳の写し(振込口座確認のため)

### (2) 内容審査・交付決定(町)

### (3) 給付金交付(町)

## 4. 申請期間 令和2年5月25日(月)から令和2年8月31日(月)※必着

## 5. 申請書提出(郵送)先

(1) 〒859-3692 東彼杵郡川棚町中組郷1518-1

川棚町役場産業振興課商工観光係

**【問い合わせ先】**

川棚町産業振興課商工観光係 TEL0956-76-8335